高知市立鏡地域園・学校協働本部設置要綱　　（平成 29 年 6 月 26 日制定）

（設置）

第１条　高知市立かがみ幼稚園、鏡小学校、鏡中学校（以下「園・学校」という）に通う園児・児童・生徒の健やかな成長を育むために，園・学校，家庭及び地域が連携し，一体となって地域全体で園・学校等を支援することを目的として，高知市鏡地域に高知市鏡地域園・学校協働本部（以下「本部」という。）を置く。

（活動内容）

第２条　本部の活動内容は，次に掲げる事項について，地域の実情や学校のニーズに合わせて実施するものとする。

⑴　運営委員会の設置
⑵　本部の広報活動
⑶　園・学校支援ボランティアの募集
⑷　教育支援活動の実施及び運営
⑸　学校評価に関する検討会
⑹　前各号に掲げるもののほか，本部の設置目的を達成するために園長・校長又は本部が必要と認める事項

（組織）

第３条　本部は，次に掲げる者をもって組織する。

⑴　地域で活動する団体の代表者
⑵　地域の協力者
⑶　保護者
⑷　園・学校の代表者
⑸　その他園長・学校長が必要と認める者

（事務局）

第４条　本部の事務局は，鏡中学校内に置く。

（運営委員会）

第５条　本部に，次に掲げる事項を行うため，運営委員会を置く。

⑴　本部の活動の企画及び実施に関すること
⑵　園・学校の課題及び支援内容の協議に関すること
⑶　前２号に掲げるもののほか，園長・学校長が協議を行い必要と認めること

（任期）

第６条　運営委員会の委員は第３条各号に掲げるものの中から，園長･校長が協議し，事務局が置かれている鏡中学校長が委嘱又は任命する。

２　委員の任期は，１年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
３　委員は，再任されることができる

（役員）

第７条　運営委員会に委員長１名及び副委員長５名を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を行う。

（地域学校協働活動推進員）

第８条　本部に，地域学校協働活動推進員を置くことができる。

２　地域学校協働活動推進員は，園長・学校長の総意により推薦し，鏡中学校長が委嘱する。
３　地域学校協働活動推進員は，園・学校からの支援要請を受け，次に掲げる事項についての活動を行う。

⑴　園・学校のニーズ及び地域の実情の把握並びに地域又は各種団体と園・学校との連絡調整に関すること。
⑵　学校支援ボランティアの推薦
⑶　学校支援ボランティアの活動の実施に向けた調整に関すること。
⑷　地域の人材発掘に関する調査等に関すること
⑸　学校支援ボランティアの活動の広報に関すること

（学校支援ボランティア）

第９条　本部に，次に掲げる事項についての活動を行うため，学校支援ボランティアを配置する。

⑴　学習支援活動に関すること
⑵　校内環境整備の支援活動に関すること
⑶　登下校中の安全確保の支援活動に関すること
⑷　園・学校と連携して行う行事の実施活動に関すること
⑸　全各号に掲げるもののほか，園・学校の支援要請に応じ，園・学校が必要と認める活動に関すること

２　学校支援ボランティアの配置は，学校支援ボランティアを希望する者のうちから本部が適当と認めた者について，本部に登録することにより行う。

（守秘義務）

第10条　本部に属する全ての者は，その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動から退いた後も同様とする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるほか，本部の運営について必要な事項は，運営委員会の協議により定めるものとする。

附　則

この要綱は，平成29年6月26日から施行する。

但し、令和3年度より、地域コーディネーターから地域学校協働活動推進員に名称変更。